

シリーズ
ご存知ですか

民泊新法 住宅宿泊事業法（民泊）について

民泊新法（住宅宿泊事業法）が今年6月15日に施行されます。この3月15日からは民泊の届出が開始されます。

① この法律では、届出をするだけで、年間180日を上限に戸建住宅や分譲マンションなどの住宅で、宿泊料をとった営業ができるようになります。すでに、無届けの民泊が営業されており、騒音やゴミ出しなどのトラブルも起こっています（下図参照）。

【民泊でマンションはどうなる？】マンションの一室で民泊が始められたらどうなるでしょうか。

①、オートロックも防犯カメラも無意味に誰か分からない民泊の利用者に「オートロックの鍵」と「部屋の鍵」が届けられることとなります。防犯カメラは通常、外に向けて設置されていますが、中に入られてしまえば犯罪が起きても特定できません。

オートロックも防犯カメラも無意味になってしまいます。

②、騒音などへのクレームも無意味に民泊に提供された部屋で騒音があつてクレームを入れたとしても、翌日にまた別の人が来ることになれば意味がありません。

③、管理費の「タダ乗り」エレベーターなどの共有部分は、住民（区分所有者）が負担する管理費でまかなわれています。仮に民泊利用者が共有部分を壊しても翌日にはいない、ということになります。誰が壊したのか分からなければ共有財産の管理費から修理代を出さなければならなりません。

【どう対応すれば？】

最善なのは、民泊の届出が始まる3月15日までに、マンションの管理組合で「民泊を禁止する」という規約改正をする（例えば「区分所有者は、その専有

部分を住宅宿泊事業法第3条第1項の届出を行って営む同法第2条第3項の住宅宿泊事業に使用してはならない」との項目を新設するなど）ことです。

「今からでは間に合わない」という場合は、「民泊は禁止する」という決議をあげることが有効です。その場合は「今後の総会で規約を改正することなどを組合員全員に通知することが重要です。」

片柳 すすむ(記)



開設15周年を迎えるにあたって

今年の9月、くらしの相談センターは開設15周年を迎えます。開設当初よりかわってこれた人たちのメッセージを掲載します。

「くらしの相談センター川崎」はたくさんの方々を支えられ活動してきました。

開設時から、宮原さんと専門相談員の方々に多様な相談に素早く対応できる体制と、複数のスタッフで事務所を常時開けることでスタートしました。このことが後で宮原さんの議員と相談センター所長としての活動を支えることができたのではないのでしょうか。

私も開設以来10年、スタッフとしてまた所長代理として事務所運営に携わり多くのことを学ぶことができ、この活動に参加でき本当に良かったと思っています。

最上 正男

相談事例 (その150)

頼りにしています くらしの相談センター

膝関節症の術後の経過が思わしくなく杖を頼りに歩いていました。ある朝新聞を取りに行き、家に入ろうとしたところ足が突然動かなくなり、その場にはやがみこんだままだうするこ

年齢も85歳となっていたので、これからの生活について考えてゆこうと思ひ、まず身辺の整理から始めることにしました。

相談する場所があった

そんなとき、毎月ポストに入れたら、救急車で病院に行くはめになってしまいました。

そんな時、毎月ポストに入れたら、救急車で病院に行くはめになってしまいました。

風政刺治

読者のひらば



渡田T・Kさんの作品

「一人暮らしであることが、前回のようないやな事象がある場合どうしたらよいのか」と相談したところ、友人に任せて

後見契約の受任者になってもらうこと」とのことですが、新婦人の仲間2人に受任者をお願いし公証役場に行き公正証書を作成しました。

市の福祉にお願いして緊急通報システムを設置してもらい、気になっていた本も全部整理してもらった。短い期間に話が進んでゆきました。これも私の足が悪いおかげです。その対応の速さにびっくりしてしまいました。

これから先、自分でやることはたくさんあると思いますが「くらしの相談センター」を頼りにしてゆこうと思ひました。頼れるところができて私も安心して暮らしてゆけます。



くらしの相談センター だより

所長 宮原春夫 2018年3月 第174号

発行：くらしの相談センター
〒210-0005 川崎市川崎区東田町10-36 電話&FAX 246-6823
E-Mail h-miyahara@siren.ocn.ne.jp (HP) http://kurasino-soudan.jimdo.com/

迷ったとき、困ったとき、くらしの相談センターへ(無料です)

2月の相談内容と件数

(1月21日～2月20日に受けたもの)

相談内容	件数	
	当月	1-2月合計
住宅問題	2	2
生活保護	1	1
身障者問題	1	1
就職・仕事	3	3
医療・病院	6	7
市への要求	1	2
多重債務	1	1
架空請求	0	0
税金・年金	0	0
交通事故	0	0
子供問題	0	0
離婚問題	1	1
弁護士等の相談	3	7
不動産問題	0	4
後見・相続	4	8
その他	14	44
合計	37	81
開設からの総合計 (2003年9月)	6646	

2月の相談

「世界で一番企業が活躍しやすい社会をめざす」と残業代ゼロ制度や裁量労働制の拡大が「働き方改革」として議論されています。しかしこれでは、働く人の生活向上にはつながりません。「8時間働けば、普通に暮らせる社会」を合言葉に、真に「働き方改革」を作っていくしましょう。

3月の予定

★無料法律相談日

3月20日(火)
午後6時30分～予約が必要です。時間が限られていますので用件はまとめて。

★バザー
3月はお休みです。

境町事務所は行います。

★土・日・祝日は休み



3月3日(土)「第31回ベトナムダナンの子どもたちに自転車を贈ろう」とボランティアに78名の方が参加してくれました。26名もの初めての参加者も。

今回は200台の自転車(川崎市より譲り受けた中古の自転車)を清掃、点検、手入れ、ハンドル・ペダル等を



自転車整備風景

積みやすくするための作業を行いました。



全国に広がる入学前支給
もうすぐピカピカの1年生が入学を迎えます。「義務教育は無償」とした憲法26条を実質化とする就学援助の入学準備金が今春から小学校では4割、中学校では約半数の自治体で入学前に支給されます。
お金のことを心配しないで、学校に通えるように、必要な人に、必要な時に支給する取り組みが広がっています。

2018年度就学援助の支給内容と金額案

入学準備金
(新入学児童生徒学用品等)

小学校4万6000円
中学校4万7400円

就学援助制度は、どの子にも等しく教育を受けられるようにと作られたが、まだ、受けられる対象者の条件が厳しく保護者の負担の実態にふさわしいものになっていません、多くの人に知ってもらい利用しやすい制度に変えていきましょう。

活用しよう 就学援助

「えひめAI-1」
あいいち
洗濯槽の掃除、ペット糞、尿消臭防止。排水口、トイレの消臭に抜群の効果。その他用途いろいろ。
500ml 200円

くらしの相談センター
境町相談センター
(月・金)午後1時より
受け付けています
電話 23315812



長い間ありがとうございました。



読者より手紙をいただきました。
私、大久保の家内です。いつもセンターだより有り難うございます。
主人は、難病になり(脊髄小脳変性症)おまけに認知症も入り、現在私が介護しています。まさに老々介護です。センターだより171号でも後見人のことが記載されましたが、他人ごとではありません。幸い子供が2人居ますがなるべく迷惑はかけたくないと思います。どちらにしても長生きのメリット、デメリットの少しですが送料の一部と言うことで、送金させていただきます。これからも、お元気で多くの方々の良き相談者としてご活躍して頂きますように。
では、失礼いたします。
2018・02・09
大久保 椋子

工藤幸雄 さんの送別 会開かれる

14年間相談センター事務所のスタッフとして相談活動に携わって来た工藤さんがスタッフを降りることに28日送別会を行います。参加者より「工藤さんの相談者への誠実な対応の姿勢を学んだ」などべられました。工藤さんはもうるさいことも(運営委員会での発言)言ったが、相談者の話を良く聞いてあげることが大事。相談センターのスタッフの皆さんはしっかりとしていると言われるように頑張ってください。宮原所長にいろいろの勉強させていただきました。

健康保険適用
鍼・灸・訪問マッサージ
施術には各種健康保険が使えます。費用/1割負担の方で、往診料込で1回約400円。身体障害1～2級の方や生活保護法の方の治療費はかかりません。詳しくはお電話で。
川崎中央はり・きゅう院本院
電話 044(244)1985

～天下第一の中華～
中華料理 天龍
☆大小宴会も承ります☆
ホームページ <http://www.tenryu.jp/>
川崎区東田町6-17
tel 044-220-3460

困った時は、ご相談ください。
川崎医療生活協同組合
川崎協同病院
☆☆看護師大募集☆☆
川崎区桜本2-1-5
tel 044-299-4781 fax 044-299-4788
<http://kawasaki-kyodo.hospi.jp>